

水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、かながわ水源環境保全・再生施策大綱(以下「施策大綱」という。)及びかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(以下「実行5か年計画」という。)に基づき、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、市民事業の活性化や新たな市民事業の発⽣が期待される市民団体等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 特別対策事業とは、実行5か年計画において「特別の対策」として位置付けられた事業をいう。
- (2) 水源保全地域とは、施策大綱において定める水源保全地域をいう。

(補助の対象団体)

第3条 補助金の対象団体は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 5人以上で構成され、継続的かつ計画的に事業を実施できること
- (2) 団体規約等を有すること
- (3) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- (4) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと
- (5) 神奈川県知事が交付する他の補助金等を受けている場合、この要綱に基づき申請しようとする事業に充当されておらず、かつ経理が明確に区分されていること
- (6) 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は補助金の対象団体としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助金の部門)

第4条 補助金の部門は、次の各号のとおりとする。

(1) 市民事業スタンドアップ部門

新たに水源環境保全・再生に係る市民事業を行う団体（申請事業に類する活動を始めて3年未満の団体）を対象とする部門。市民団体の裾野の拡大と、定着を目的とする。ただし、申請事業に類する活動を3年以上継続している団体であっても、申請事業の内容が上記目的に合致すると認められる場合には対象とする。

(2) 市民事業スキルアップ部門

これまでに水源環境保全・再生に係る市民事業を行っている団体（申請事業に類する活動を3年以上継続している団体）を対象とする部門。団体のスキルアップと自立化を目的とする。ただし、申請事業に類する活動を始めて3年未満の団体であっても、申請事業の内容が上記目的に合致すると認められる場合には対象とする。

(補助の対象事業)

第5条 この補助金の対象事業は、次の各号に定める事業区分のいずれかに該当する事業とする。

(1) 特別対策事業区分

この事業区分は、県内水源保全地域で行われる次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とする。

ア 別表第1に掲げる特別対策事業に類する事業であること

イ 3年以上継続して実施することが見込まれる事業であること

(2) 水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業区分

この事業区分は、神奈川県及び県外水源保全地域で行われる次に掲げる要件を全て満たす事業を対象とする。

ア 施策大綱の趣旨に合った水源環境の保全・再生に資する普及啓発・教育事業であること

イ 神奈川県に在住、在勤、又は在学する者を対象に含む事業であること

ウ 水源保全地域における水源環境保全・再生活動のプログラムやその活動経験に基づく学習プログラムが盛り込まれている事業であること

(3) 水源環境保全・再生に関する調査研究事業区分

この事業区分は、施策大綱の趣旨に合った神奈川県の水源環境の保全・再生に資する調査研究事業を対象とする。

(4) 資機材の購入

この事業区分は、第1号から第3号における事業実施に係る資機材の購入のために必要な経費を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

ア 水源環境保全・再生市町村補助金が財源に充当されている市町村からの補助金等を受けてい

る事業

イ 過去に市民事業スキルアップ部門において、補助金の交付を受けた事業で、第7条に定める申請区分と同一の申請区分で、市民事業スタンドアップ部門において、申請された事業

(補助の期間)

第6条 第10条により交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、別表第2において部門ごとに定める補助期間の限度を超えて第7条に定める同一の申請区分に対する補助金の交付申請をすることはできないものとする。ただし、市民事業スタンドアップ部門については、第9条に定める選考会の審査結果を踏まえた上であれば、5年を超えない範囲で申請することができる。

(補助金の申請区分及び算出方法並びに限度額)

第7条 補助金の申請区分は別表第3に定めるところによるものとする。

2 補助金の算出方法は、別表第4に定めるところによるものとし、補助金の限度額は、別表第4の部門及び申請区分ごとに算出した補助額の合計額とする。

3 前項の規定により部門及び申請区分ごとに算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請をしようとする団体は、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)及び役員等氏名一覧表(第2号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 次に定める申請区分ごとの事業計画書

ア 森林の保全・再生事業(第3号様式)

イ 間伐材の利活用促進事業(第4号様式)

ウ 河川・地下水の保全・再生事業(第5号様式)

エ その他の特別対策事業(水環境モニタリングを除く)(第5号様式)

オ その他の特別対策事業(水環境モニタリング)(第6号様式)

カ 普及啓発・教育事業(第7号様式)

キ 調査研究事業(第8号様式)

ク 資機材の購入(第9号様式)

(2) 事業収支予算書(第10号様式)

(3) 団体調書(第11号様式)

(4) 団体の定款又は規約及び役員名簿

(5) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(選考会)

第9条 知事は、前条の規定により申請された事業を審査・選考するため、選考会を開催する。

- 2 選考会は、申請書の審査を行うほか、必要に応じて、申請者に説明を求めることができるものとする。
- 3 選考会は、その選考結果を知事に報告する。
- 4 選考会の構成等審査・選考に関する事項は、別に定める。

(交付の決定)

第10条 知事は、前条第3項の規定による選考結果の報告を踏まえ、補助金の交付決定を行い、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付決定通知書(第12号様式)により申請者に通知するものとする。

(排除対象者の確認)

第11条 知事は、必要に応じ申請者又は前条の交付の決定を受けた者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、第10条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容又は別表第4に定める申請区分間の経費を変更しようとする場合は、速やかに水源環境保全・再生市民事業支援補助金変更承認申請書(第13号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに水源環境保全・再生市民事業支援補助金中止・廃止承認申請書(第14号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の実施状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、知事が指定する日現在における補助事業の実施状況を水源環境保全・再生市民事業支援補助金事業実施状況報告書(第15号様式)に中間収支計算書(第16号様式)を添付して知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が指定する日までに補助事業が完了している場合は、この限りではない。

2 知事は、状況報告の聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業完了の日から20日以内に水源環境保全・再生市民事業支援補助金実績報告書(第17号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業結果報告書(第18号様式)

(2) 事業収支計算書(第19号様式)

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条の2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第20号様式)により、速やかに知事に対して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自

ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払ができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、水源環境保全・再生市民事業支援補助金概算払請求書(第21号様式)又は水源環境保全・再生市民事業支援補助金精算払請求書(第22号様式)を知事に提出しなければならない。

(他の補助金等に係る報告)

第18条 補助事業者は、事業完了の予定期日までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに他の補助金等に係る報告書(第23号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県知事が交付する他の補助金等の交付決定を受けた場合
- (2) 水源環境保全・再生市町村補助金が財源に充当されている市町村からの補助金等の交付決定を受けた場合

(決定の取消し)

第19条 知事は、補助事業者及び補助事業について、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、神奈川県知事が交付する他の補助金等を受けている場合
- (2) 補助事業が、水源環境保全・再生市町村補助金が財源に充当されている市町村からの補助金等を受けている場合
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当する場合

(財産の処分の制限)

第20条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

- (1) 期 間 減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める期間とする。
ただし、10年を超える場合は10年とする。
- (2) 財産の種類 1 物品の取得価格が50万円以上のもの

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了する日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産がある場合には、第20条で定める耐用年数による処分制限期間が経過するまで関係書類を保存しなければならない。

(届出事項)

第22条 補助事業者は、住所、代表者、名称又は第8条第1項第4号の規定による書類を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(情報の取扱い)

第23条 知事は、第8条の規定により申請された事業については、原則として申請書及び事業計画書を公表するものとする。

2 知事は、補助事業に関して提出された書類については、原則として公表するものとする。

(雑 則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱による改正前の各規定に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、

必要な調整をして使用することができる。

- 2 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づいてなされた申請その他の行為で、この要綱施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの要綱の相当規定に基づいてなされた行為とみなす。

別表第1（第5条関係）

番号	特別対策事業
1	水源の森林づくり事業の推進
2	丹沢大山の保全・再生対策
3	土壌保全対策の推進
4	間伐材の搬出促進
5	地域水源林整備の支援
6	河川・水路における自然浄化対策の推進
7	地下水保全対策の推進
8	県内ダム集水域における公共下水道の整備促進
9	県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進
10	水環境モニタリングの実施

別表第2（第6条関係）

部 門	補助期間の限度
市民事業スタンドアップ部門	3年
市民事業スキルアップ部門	5年

※ 市民事業スタンドアップ部門から市民事業スキルアップ部門へ移行する場合には、補助期間が合計5年を超えない範囲で補助することとする。

別表第3（第7条関係）

申請区分	補助の対象となる事業区分
森林の保全・再生事業	特別対策事業（水源の森林づくり事業の推進、丹沢大山の保全・再生対策、土壌保全対策の推進、地域水源林整備の支援）
間伐材の利活用促進事業	特別対策事業（間伐材の搬出促進）
河川・地下水の保全・再生事業	特別対策事業（河川・水路における自然浄化対策の推進、地下水保全対策の推進）
その他の特別対策事業	特別対策事業（県内ダム集水域における公共下水道の整備促進、県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進、水環境モニタリングの実施）
普及啓発・教育事業	水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業
調査研究事業	水源環境保全・再生に関する調査研究事業
資機材の購入	資機材の購入

別表第4（第7条関係）

部門	申請区分	対象経費	控除経費	補助額等
市民事業 スタンド アップ 部門	森林の保全・再生事業	第5条第1項第1号における事業の実施に直接要するものとし、人件費や事務所経費など団体の維持運営に要する経費を除いた経費	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入	補助額は、対象経費から控除経費を除いた額と次に定める額のいずれか低い額を上限とする。 ・整備面積が1ヘクタール未満の事業は10万円 ・整備面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の事業は30万円 ・整備面積が3ヘクタール以上の事業は50万円
	間伐材の利活用促進事業	同上	同上	補助額は、対象経費から控除経費を除いた額と50万円のいずれか低い額を上限とする。
	河川・地下水の保全・再生事業	同上	同上	同上
	その他の特別対策事業	同上	同上	同上
	普及啓発・教育事業	第5条第1項第2号における事業の実施に直接要するものとし、人件費や事務所経費など団体の維持運営に要する経費を除いた経費	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の1/2 ②対象経費から控除経費を除いた額 ③20万円
	調査研究事業	第5条第1項第3号における事業の実施に直接要するものとし、人件費や事務所経費など団体の維持運営に要する経費を除いた経費	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の1/2 ②対象経費から控除経費を除いた額 ③50万円
	資機材の購入	第5条第1項第1号から第3号における事業実施に係る資機材(ただし、チェーンソー等高度な技術を要するものは除く)の購入のために必要な経費	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の10/10(普及啓発・教育事業、調査研究事業は1/2) ②対象経費から控除経費を除いた額 ③20万円から前年度までの当申請区分による補助の累計額を除いた額

部門	申請区分	対象経費	控除経費	補助額等
市民事業スキルアップ部門	森林の保全・再生事業	第5条第1項第1号における事業の実施に直接要するものとし、人件費や事務所経費など団体の維持運営に要する経費を除いた経費	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の8/10 ②対象経費から控除経費を除いた額 ③整備面積が1ヘクタール未満の事業は20万円 整備面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の事業は60万円 整備面積が3ヘクタール以上の事業は100万円
	間伐材の利活用促進事業	同上	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の8/10 ②対象経費から控除経費を除いた額 ③100万円
	河川・地下水の保全・再生事業	同上	同上	同上
	その他の特別対策事業	同上	同上	同上
	普及啓発・教育事業	第5条第1項第2号における事業の実施に直接要するものとし、人件費や事務所経費など団体の維持運営に要する経費を除いた経費	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の1/2 ②対象経費から控除経費を除いた額 ③40万円
	調査研究事業	第5条第1項第3号における事業の実施に直接要するものとし、人件費や事務所経費など団体の維持運営に要する経費を除いた経費	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の1/2 ②対象経費から控除経費を除いた額 ③100万円
	資機材の購入	第5条第1項第1号から第3号における事業実施に係る資機材の購入のために必要な経費	同上	補助額は、次のうち最も低い額を上限とする。 ①対象経費の8/10(普及啓発・教育事業、調査研究事業は1/2) ②対象経費から控除経費を除いた額 ③50万円(特別対策事業区分以外の事業区分は20万円)から前年度までの各部門の当申請区分による補助の累計額を除いた額